

「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」に係るQ&A（本市取扱い）

令和2年6月8日現在

No.	サービス種類	キーワード	質問	回答
1	地域密着型サービス	運営推進会議	感染拡大防止の観点から運営推進会議を延期または照会等にて実施することは可能か。	可能です。
2	居宅介護支援	モニタリング	感染拡大防止の観点からモニタリングを電話など、居宅訪問によらない方法で実施することは可能か。また、この場合、運営基準減算とはならないか。	お見込みのとおり
3	居宅介護支援	サービス担当者会議	デイサービスの休業等により訪問介護の日数を変更する場合には軽微な変更と考えてよいか。	お見込みのとおり
4	居宅介護支援	サービス担当者会議	デイサービスの休業等の代替として、訪問介護等のサービスを新規に利用する場合のサービス担当者会議の取扱いはどのようにすべきか。	新規のサービスを追加する場合にサービス担当者会議を照会に変更することは本来は好ましくありませんが、感染拡大防止の観点からやむを得ないケースもあると考えます。その場合には、関係事業所間で相互に情報を交換し、利用者の状況等についての情報や居宅サービス計画原案の内容を共有できるようにしてください。
5	訪問介護	人員基準	デイサービスの休業等による訪問介護の提供の増加等によりサービス提供責任者の員数と利用者の数が国の定める基準を一時的に満たさない場合の取扱いはどのようにすべきか。また、訪問介護員の資格についてはどうか。	サービス提供責任者については、厚生労働省老健局からの令和2年3月6日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第4報）」の間7にあるとおり、一時的なものであり、利用者の処遇に配慮したものであれば柔軟な対応が可能とされています。 訪問介護員の資格についても、同様に利用者へのサービス提供に支障がないのであれば可能と考えます。

「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」に係るQ&A（本市取扱い）

令和2年6月8日現在

No.	サービス種類	キーワード	質問	回答
6	通所系	サービス内容	厚生労働省老健局からの令和2年3月6日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第2報）」にある、「都道府県等から休業の要請を受けて休業している場合における取扱いについて」とは具体的にどのようなことが想定されるか？	例えばデイサービスについて、休業により独居等となる高齢者に対して、居宅を訪問し、食事、投薬管理、入浴（清拭を含む）等の介助を行う事が想定されます。
7	居宅介護支援	居宅サービス計画書	No.6にある居宅を訪問しできる限りのサービスを提供する場合の手続きはどのようになるか？	休業を行う事が決まった時点で、休業する事業所が利用者の担当ケアマネに休業の実施と「居宅を訪問するサービス」を実施する旨を申し出る。担当ケアマネは、利用者及び家族から休業中のサービス利用希望の有無などを聞き取り、「居宅を訪問する通常のサービス」（訪問介護、訪問リハ等）を含めて検討し、居宅サービス計画書を修正・追記する。 なお、作成したサービス計画書に基づくサービス担当者会議の開催については、No4を参照してください。
8	要介護認定	要介護認定調査	感染拡大防止の対応のため施設として全面面会禁止の措置をとった場合、認定申請及び認定調査はどうなるのか	更新申請については受理し、施設が要介護認定調査に対する面会禁止の措置を行っている旨を確認し、入所している被保険者への認定調査が困難と判断される場合は、12ヶ月までの範囲内で市町村が定める期間を合算する取り扱いとなります。 また、新規申請、区分変更申請については、申請を受理し、面会禁止等の措置が解けた後に調査を実施します。
9	通所系	サービス内容	第4報により、休業している場合に加えて、感染拡大防止の観点から利用者の希望に応じて利用者の居宅を訪問してサービスを提供することも可能と示されているが、日進市においても可能か？	国のQAで可能とされている取扱いなので、日進市においても可能です。なお、No.7に休業となった場合の手続きを示していますが、利用者の希望に応じた訪問についても同様に、担当ケアマネが「居宅を訪問する通常のサービス」（訪問介護、訪問リハ等）を含めて検討し、居宅サービス計画書を修正・追記してください。

「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」に係るQ&A（本市取扱い）

令和2年6月8日現在

No.	サービス種類	キーワード	質問	回答
10	通所系	サービス内容	No.6で想定されているサービス内容に機能訓練が示されていないが、機能訓練は可能か？	「個別サービス計画の内容を踏まえ、できる限りのサービスを提供した場合」と2報に示されているので、機能訓練は可能です。
11	通所系	総合事業	No.6について、介護予防・日常生活総合支援事業においても同様か？	予防相当事業については同様ですが、A型については想定していません。
12	通所系	総合事業	No.11について、予防相当の請求方法は？	予防相当型通所介護には時間当たりの請求がないので、事業所でサービスを提供した場合と同様とします。
13	通所系	個別機能訓練加算	個別機能訓練加算について、「3月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問した上で、当該利用者又はその家族に対して、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、訓練内容の見直し等を行っていること」が算定要件となっているが、今般の事情から利用者の申し出等により訪問が難しい場合、郵送等による情報共有により利用者の状況を確認し対応をすることで、算定が可能か。	お見込みのとおり
14	通所系	サービス内容	感染拡大防止のため、デイサービスの送迎を複数に分けた結果、通所介護のサービス提供時間が通所介護計画に位置付けた時間を下回る結果となった。この場合、請求については実際に提供したサービス提供時間の区分に対応した報酬区分を算定する必要があるか？	「通所サービス計画に位置づけられた通所サービスを行うための標準的な時間」に基づいて必要なサービスを提供していることが前提ですが、利用者同意のもとで、通所介護計画に位置付けられた請求をすることも可能とします。 R2.6月以降、この取扱いを中止します。

「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」に係るQ&A（本市取扱い）

令和2年6月8日現在

No.	サービス種類	キーワード	質問	回答
15	通所系	サービス内容	No.6にある居宅を訪問しできる限りのサービスを提供する場合の請求の具体例について、例えば、午前中に一度訪問し30分サービスを提供したのち、午後にもう一度訪問し1時間のサービスを提供した場合の請求はどうなるか？	原則としてサービス毎の報酬請求となるため、この場合は2時間以上3時間未満の報酬を2回請求する。なお、個別サービス計画に位置付けられている報酬が上限となる点に留意する事。
16	居宅介護支援	特定事業所加算	特定事業所加算の要件の一つである、事例検討会について、感染拡大防止の観点から会議を中止し、書面による資料の交換等による方法であっても、加算の取得をしやすいか。	お見込みのとおり
17	通所系	サービス内容	No.6、No.11に関連して、機能訓練の一環として、屋外での歩行訓練を行う事は可能か？	通常の通所介護では、屋外でのサービス提供は原則として認められていませんが、臨時的な取扱いとして、通常屋内で行っていたサービスを、三密を避けるために屋外で行う事は可能です。
18	居宅介護支援	居宅サービス計画書	臨時的な取扱いにより要介護認定を延長した場合のケアプランの取扱いについて、サービス担当者会議などの一連の業務は必要か？	利用者の状況等に変化がなく、サービス内容に変更がない場合は、軽微な変更として、現行のケアプランを延長する取扱いを可とします。この場合、サービス担当者会議の開催は必須ではありません。

「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」に係るQ&A（本市取扱い）

令和2年6月8日現在

No.	サービス種類	キーワード	質問	回答
19	予防支援	予防支援費等	第11報の問5について、予防支援費・ケアマネジメントAも同様でよいか。	お見込みのとおり。
20	居宅介護支援・予防支援	居宅介護支援費等	第11報の問5について、対象となるのは何月分からか？	5月分以降です。
21	居宅介護支援・予防支援	居宅介護支援費等	第11報の問5について、「モニタリング等の必要なケアマネジメント業務を行い、給付管理票の作成など、請求にあたって必要な書類の整備」とあるがどのような書類の整備が必要か。	具体例としてはサービス利用票（第6表）が考えられるが、事業所とのサービス調整と利用者からのキャンセルの申し出といった経緯が経過記録に記録されていれば請求可能と考えます。
22	通所介護等	上乗せ請求	第12報について「利用者からの事前の同意」とあるが、書面での同意が必要か	利用者の負担金に影響があることですので、書面での同意があるべきと考えます。

「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」に係るQ&A（本市取扱い）

令和2年6月8日現在

No.	サービス種類	キーワード	質問	回答
23	通所介護等	上乗せ請求	第12報について、対象となるのは何月分からか？	6月分以降です。

※例外的な取扱いになるため、利用者その家族に十分に説明して下さい。

※関連する介護保険最新情報も併せてご参照下さい。

※Q&Aの内容は掲載当時の内容であり、厚生労働省発出のQ&A等の内容により変更される場合があります。